第２２回　仙台城跡調査・整備委員会

日時：令和８年８月６日（木）
９時３０分～１１時３０分
（予定）
場所：仙台市役所上杉分庁舎１２階
教育局第一会議室

次　第

１　委嘱状の交付

２　開会

３　議事

（１）仙台城跡整備事業について

・史跡仙台城跡整備基本計画の改定素案について　　【資料１－１～３】

・令和８年度大手門跡および周辺発掘調査（第４次）の状況　【資料２】

（２）その他

４　閉会

仙台城跡調査・整備委員会　委員名簿

委員数 13 名　（五十音順、敬称略）

	氏　名	職　名
委員	安達（あだち）　幸信（ゆきのぶ）	国土交通省東北地方整備局建政部都市調整官
委員	稲葉（いなば）　雅子（まさこ）	株式会社たびむすび代表取締役
委員	大山（おおやま）　幹成（もとなり）	東北大学助教
委員	籠橋（かごはし）　俊光（としみつ）	東北大学教授
委員	北野（きたの）　博司（ひろし）	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター センター長・教授
委員	佐浦（さうら）　みどり	有限会社東北工芸製作所常務取締役
委員	佐藤（さとう）　留美（るみ）	特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長
委員	渋谷（しぶや）　セツコ	建築と子供たちネットワーク仙台　副代表
委員	永井（ながい）　康雄（やすお）	山形大学教授
委員	深澤（ふかさわ）　百合子（ゆりこ）	東北大学名誉教授
委員	藤澤（ふじさわ）　敦（あつし）	東北大学特任教授
委員	山中（やまなか）　稔（みのる）	香川大学教授
委員	吉田（よしだ）　樹（いつき）	福島大学教授

仙台城跡調査・整備委員会設置要綱

（平成 29 年 4 月 26 日教育長決裁）

（設置）

第１条　仙台城跡の発掘調査事業，整備活用事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するため，仙台城跡調査・整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は，事業に関し，指導及び助言を行うものとする。

（組織）

第３条　委員会は，学識経験者，関係団体等で組織し，委員は教育長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によって定める。

２　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（会議）

第６条　委員長は，委員会の会議を招集し，その議長となる。

２　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聴き，又は説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，教育局生涯学習部文化財課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から実施する。

２　仙台城跡調査指導委員会設置要綱（平成 13 年 8 月 10 日教育委員会議決）及び青葉山公園に係る仙台城跡整備委員会設置要綱（平成 17 年 12 月 1 日教育長決裁）は，廃止する。

仙台城跡調査・整備委員会の運営について

1　会議の公開について

(1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、委員長が委員に諮り、非公開とすることができる。

ア　個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
イ　政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
ウ　その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員は原則として5名とし、定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難い場合は、委員長がその都度、別に定員を定める。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を裏面のとおり定める。

2　議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市教育局生涯学習部文化財課で作成する。
(2) 議事録には次の事項を記載する。
ア　開催年月日、開会及び閉会時間
イ　出席委員の氏名
ウ　説明のために出席した市職員の職氏名
エ　議事の経過
オ　その他必要な事項
(3) 議事録には議長及び議長が指名した委員1名が署名する。

会議の傍聴に係る遵守事項

会議の傍聴に際し，守っていただきたい事項

仙台城跡調査・整備委員会

会議の円滑な運営を図るため，会場では以下の事項を守ってください。

1　会議中は，静かに傍聴し，拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと

2　はち巻，腕章の類をする等示威的な行為をしないこと

3　飲食及び喫煙をしないこと

4　写真撮影，録画，録音等を行わないこと。ただし，仙台城跡調査・整備委員会の同意を得た場合はこの限りではない。

5　他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと

6　その他，会場の秩序を乱し，又は会議を妨害するような行為をしないこと

7　係員から指示があった場合は，速やかに従うこと

※　以上の事項に違反した場合は，退場していただく場合があります。